

(仮称) 都市計画道路 伊駒アルプスロード環境影響評価方法書についての技術委員会意見等集約表 (第2回審議分まで)

注) 「意見」: 技術委員会から知事に対して述べる環境保全の見地からの意見 (知事意見の作成に反映)

「記録」: 意見とはしないが、記録に残し事業者に伝えるもの

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
1	事業計画	野見山委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回資料1の3番の事業の目的で、円滑で安全な交通の確保として「救急車や消防車の早期到着が可能な交通網の構築」が記載されている。伊那市は伊那中央病院が二次救急であり、駒ヶ根市は昭和伊南病院が三次救急であるが、この二つの地域がこの道路で結ばれることによって、救急網に大きな変化が生じるのか、この道路によって地域の消防がどの程度緊急時に結びつくのかを説明いただきたい。 ・この2つの地域を結ぶことでどのような変化を生じるか、クリアにしていた方がいいのではないか。(片谷委員長) ・アセス図書は住民のために作成する図書なので、住民の方々に救急車が今までより短時間に来てくれるというイメージが持てるような説明があるといいという趣旨である。準備書の段階で改善効果がこのくらい見込まれるというような記載も検討いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本質的な御指摘だと思いますので、準備書の段階では分かりやすい説明ができるよう修正します。 	意見	2~4番を集約	<p>準備書においては、事業の目的について、地域の幹線道路の状況や救急車両の交通網の変化をより丁寧に記載するとともに、現状の交通量と計画交通量との比較等により、道路の整備効果を分かりやすく説明すること。</p>
2	事業計画	大窪委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の幹線道路の状況について、配慮書の時に広域農道が国道153号線のバイパス道路になっていることを説明に入れてほしいと述べた。方法書3ページの事業の目的にはそのことが分かるように記載されておらず、広域農道は中央道の通行止め時の迂回路としては交通量が処理しきれないという説明しかない。現状では国道153号と信号がないので広域農道を地域住民は使用しており、それに加えて今回の伊駒アルプスロードが必要であるということについて、現状の交通量についてもだが、幹線道路の現状からの説明も足りないのではないか。(片谷委員長) ・中央道でかなり通行止めになった事例があって、その時に代替機能が不足していることが分かるような文章になっていれば大窪委員の御指摘は解消すると思うので、準備書までに検討して、少し書き足していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘のように伊那谷の西側の部分で中距離的な交通を国道153号と広域農道が担っていると認識しています。例えば、冬に高速道路が通行止めになった場合、高速道路近傍を並行する広域農道に大量の車が流入する状況になりますが、広域農道は線形や縦断勾配に問題があり、高速道路が通行止めになるような気象状況の場合に、広域農道だけでは高速道路の代替機能は果たせない状況です。広域農道から国道153号に迂回し、国道も全く機能しない状況になっていることから、広域農道と国道153号両方を含めても機能が果たせないという記述にしております。 ・了解しました。 	意見		(1番のとおり)

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
3	事業計画	小澤委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路が完成した後の交通量の中長期的な予測のデータはあるのか。そういうものは供用後の環境を考える上で参考になる。 ・交通量がどのように変化するか予測して、大気質、騒音等の予測をするとのことだが、そういう資料がすでに存在しているのであれば、方法書の中でも示されてもいいのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮書手続より前の計画段階評価の手続の中で地元を示している数字があります。 ・計画交通量は方法書の中では掲載しておりませんが、提示できるものがあれば次回にお示しします。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概略設計時点での平成42年推計値は2.0～2.3万台/日です。推計値は、今後決定されるルート、接合点により再度算出する予定です。 	意見		(1番のとおり)
4	事業計画	小澤委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道153号線の現状の交通量はどのくらいか。 ・推計値と並べると参考になるので、現状の交通量も合わせて準備書で示していただきたい。 <p>【片谷委員長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今の数値から類推すると、現在の国道の交通のかなり多くの部分はバイパスに移り、かつ高規格化するので、現在高速道路を走っている自動車の一部もバイパスに移ってくるような想定がなされているかと思うが、そういうイメージで合っているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年の交通センサスのデータでは、一番南側の太田切橋の近くで24時間交通量が19,776台、伊那市西春付近で17,900台です。 ・正式な交通量予測はルートが決まったところで行いますが、概略段階の予測でも当然ながら現在の交通量が新しいバイパス道路に転換して、現道の自動車交通量が大幅に減るという見込みを立てています。 	意見		(1番のとおり)
5	事業計画	塩田委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道を走っている車両がバイパスにも入ってくる訳だが、その時の交通量について通過交通量と生活交通量の割合を計算して道路の幅などを検討しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の交通ネットワーク上の推計をする場合、交通量自体の性格というのは持たさずに検討しています。現況の交通量を反映できるようなモデルを作り、新しいファクターを入れて周辺の交通量がどのように変化するか推計しています。その中で、周辺の交通量や広域的な交通量の成分の分けまではできておりません。交通のネットワークが構成された中で、それぞれの道路が元々持っている容量に対して、改善を図ればという推計をしております。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
6	事業計画	富樫委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な調査地点や縦横断線形がいつ示されるのか教えてください。 (片谷委員長) ・準備書が出て調査地点が適切でなかった場合に、やり直しとなる懸念がある。調査地点が決まった時点で図面を事務局に出していただき、担当分野の委員に確認した上で、地点の修正の要望があれば事務局から指示する形をとれるので、こうした不確定部分がある事業については是非お願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現段階では道路の構造や線形も決まっていないため、調査地点も詳細に決まっていますが、アセスの手続と併行した形で道路の予備設計を今年進めていく予定です。予備設計で概ねの道路の線形案を提示できますが、準備書の段階に入る少し前になると考えています。方法書審議の中で具体的なルートまでお示しするのは非常に難しいと思っています。 	意見	7, 21, 40, 67番を集約	準備書においては、今後決定する具体的なルートや切土や高架等の道路構造を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を実施すること。また、詳細な平面縦横断線形が明らかになった時点で技術委員会に報告し、調査地点や調査方法について助言を受けるよう努めること。
7	事業計画	中村寛志委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大沢川はどのような形で昇る設計になるのか。 (片谷委員長) ・設計が固まった時点では準備書より前の段階であっても事務局に報告して、関係する委員には資料が配付されるよう、より環境に配慮した道路にするための努力の一つとして事業者サイドで是非対応いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、予備設計の中でルート案ということで、いくつかのものを検討しているところがございます。地元の合意形成、設計の進捗によりまして、いましばらくお時間をいただくことになるかと思っておりますので、ルートの方が決まればお示しをしまいたいと思います。 	意見		(6番のとおり)

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
8	全般 景観	亀山委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊那谷の天竜川とその支流の自然や景観を論じるのに一番特徴的なのは、伊那谷が教科書でも掲載される日本の典型的な河岸段丘地形であることである。方法書53ページの表層地質図のような平坦面ではなく、段丘崖の部分が段丘として認識されていることをしっかり理解すべきである。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段丘崖について傾斜角図および航空写真をお示しします。 <p>「第2回資料1-2（傾斜角図）」 「第2回資料1-3（航空写真）」</p>	意見	9, 10, 52～54, 56番を集約	伊那谷は日本の典型的な河岸段丘地形であり、斜面林が発達した段丘崖は地形地質の観点のみならず、景観、貴重な植物の生育地及び動物の移動経路として非常に重要である。今後の環境影響評価の実施に当たっては、こうした点を十分に認識の上、適切に調査、予測及び評価を実施するとともに、段丘崖への影響を極力回避低減するよう努めること。
9	全般 景観	亀山委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段丘崖の崖に沿って緑がたくさんあり、特に線が濃くなっているところほど緑が厚くなっている。ここは景観的に大事だし、動植物の保全という観点からも大事なので、こういった箇所を横切る際には、十分配慮していただく必要がある。伊那谷の景観あるいは自然の特徴を理解していただく上で第2回資料1-2、1-3は非常にいい資料なので、調査の際にはこの資料をよく確認して行っていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・了解しました。 	意見		(8番のとおり)
10	事業計画	梅崎委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の新設の目的として、混雑の解消、安全な交通の確保や災害に強い交通の3点を挙げている。この委員会ですと議論されている根底が、代表的な地形をどのように残すかということであり、その目的として地形改変をできるだけ最小にするといった内容を挙げると、断層崖をなるべく横切って切土を抑えるといったような線形が決まってくるかと思う。河岸段丘に対する配慮も目的に入れたようなルート選定をしていただくと、環境影響評価が考えやすいのではないかと。 <p>【片谷委員長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然と共生する道路というのはよく言われる話でもあり、今は自然との共生というのはあらゆる事業に求められている精神ですので、そういうことを事業者としても常に意識して進めていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路を作る目的というよりは、作るための手法として、その辺の考え方は示していただけたいと思います。当然、道路の事業費にも跳ね返ってくる話ですし、改変が少ない方が安価に済む話でもあります。あとは走行性との関係の中でどうやって兼ね合いを見つけていくかということですので、手法としてそういった考え方を見つけていければと思います。 	意見		(8番のとおり)
11	事業計画	梅崎委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回資料1の30番に、計画道路と既存の道路を踏まえた騒音の測定点が記載されているが、概ねこの測定点が計画道路と既存の道路の合流点の予定となるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回資料1の30番では、ルート帯と交差道路が交わる交差点に丸を付けております。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
12	大気質	片谷委員長	【第1回審議追加意見】 ・大気の現地調査期間について、四季各1週間の調査という点は妥当だが、およその時期（概ね月単位）で示していただくと、より明確になる。特に梅雨や台風シーズンをどう回避するかが重要な点である。	【事後回答】 ・大気の現地調査については、春季（4月）、夏季（7月）、秋季（10月）、冬季（1月）を予定し、梅雨や台風シーズンを回避した時期に実施します。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
13	大気質 騒音 振動	片谷委員長	【第1回審議追加意見】 ・大気質の現地調査地点について、ルートが確定していない現状で、明確な地点を示せないことは理解できるが、実際に調査を開始するまでには地点が当然確定するはずである。本来は委員会の現地視察の際に地点を確認できるのがよいが、今回はそれが間に合わなかったため、調査開始前に調査地点の写真（特に周辺道路や周辺施設建屋との位置関係がわかるようなもの）を提供していただく必要がある。これは騒音・振動についても同様である。	【事後回答】 ・具体的な調査地点について現時点で検討しているものをお示しします。今後のルート及び構造の決定により調査地点を変更する場合があります。 「第2回資料1-1（調査地点案）」	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
14	騒音 低周波音	塩田委員	【第1回審議追加意見】 ・騒音及び低周波音の予測の手法について、日本音響学会式等でもよいが、国土交通省国土技術政策総合研究所「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）／4.騒音 4.1 自動車の走行に係る騒音（平成26年度版）」の利用も可能である。本手法には、日本音響学会式が含まれている。	【事後回答】 ・御指摘の通り、騒音及び低周波音は「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」、自動車の走行に係る騒音は「道路環境影響評価の技術手法（平成26年度版）」に基づき予測を行います。	意見	16, 20, 22, 24～27, 44番を 集約	準備書においては、予測条件や予測式とその出典など予測評価の根拠を明確に示すとともに、新たな科学的な知見の収集を行い、より精度の高い図書となるよう努めること。
15	騒音 振動 低周波音	塩田委員	【第1回審議追加意見】 ・調査の手法は、例えば、調査地域（騒音の特性等）、調査地点（学校・病院などの近傍等）及び調査期間（交通量が最大となる曜日等）を具体的に記載すべきである。 ・騒音の「地表面」は、調査の手法になじまない。これは、予測に必要なのではないか。	【事後回答】 ・具体的な調査地点について現時点で検討しているものをお示しします。今後のルート及び構造の決定により調査地点を変更する場合があります。 「第2回資料1-1（調査地点案）」 ・調査期間は、雨、風、強風の日を避け、自然音にも留意し1年を通じて平均的な状況であると考えられる日（10月中の1日24h連続）を選定します。 ・騒音の調査は、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版、平成26年度版）」に基づき行います。地表面については、ご指摘の通り予測計算上、その種類（コンクリート、グラウンド、芝地、畑地等）を把握する必要があるため、調査を実施します。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
16	振動	塩田委員	【第1回審議追加意見】 ・振動の予測の手法について、建設省土木研究所提案式等でもよいが、国土交通省国土技術政策総合研究所「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）／6.騒音 6.1 自動車の走行に係る振動」の利用も可能である。本手法には、建設省土木研究所提案式も含まれている。	【事後回答】 ・御指摘の通り、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に基づき、建設省土木研究所提案式を用いて予測を行います。	意見		(14番のとおり)

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
17	低周波音	塩田委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回資料1の22番では「低周波音」と記載されているが、15番の配慮書では「超低周波音」になっている。どちらかに統一した方がいいのではないか。 ・第1回資料1の22番のような表はたくさんあるが、その中で一番古い表ではないか。環境省のアセスの中で使っている表に改めた方がいいのではないか。また、国土技術政策総合研究所の資料も確認すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省の技術手法では低周波音になっており、最近では超低周波音ということで学会などでも使われていますので、配慮書では超低周波音としました。方法書については技術手法に基づいて低周波音に改め評価をしていくという形で今回示させていただきました。 ・主務大臣である国交省の資料を重点的に見ていたので、環境省の資料を確認し対応できるか検討したいと思えます。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御指摘の通り、主務省令においては「騒音及び超低周波音」として騒音領域に含めているため、用語については今後注釈を入れるなど誤解の生じないよう留意します。 ・また、予測評価は「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」により行います。技術手法には「低周波音（100Hz以下の低周波の音波。20Hz以下の超低周波音を含む）」と記載されています。 	意見	18, 23, 32～35, 43番を集約	準備書においては、主務省令に基づく記載だけでなく、専門用語に係る注釈や定義の明確化、コンターを用いた表現の活用等により、住民に対してより分かりやすい図書となるよう努めること。
18	低周波音	塩田委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「超低周波音」と「低周波音」の用語について整合性をとること。また、両方使用の場合には、備考欄に理由を記すこと。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御指摘の通り、主務省令においては「騒音及び超低周波音」として騒音領域に含めているため、用語については今後注釈を入れるなど誤解の生じないよう留意します。 ・また、予測評価は「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」により行います。技術手法には「低周波音（100Hz以下の低周波の音波。20Hz以下の超低周波音を含む）」と記載されています。 	意見		(17番のとおり)
19	低周波音	塩田委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低周波音の予測の手法について、人体の健康影響、家屋への影響あるいは動物への影響等を対象にしているのかどうかを明確すること。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御指摘の通り「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に基づき、調査・予測を行います。 ・技術手法に従い、人体の健康影響は対象とし、家屋への影響、動物への影響は検討対象外と考えています。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
20	低周波音	塩田委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低周波音の評価の手法について、環境基準がないので、既往の研究結果（例：Moorhouse）を適用するなど検討すること。（超）低周波音の評価については、環境省風力発電関係調査報告書などを参考にするなど文献・資料収集も必要である。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の通り環境基準は存在しないため、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に記載されている参考となる指標を用いて評価を行います。 	意見		(14番のとおり)
21	低周波音	塩田委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回資料1の37番で低周波音の調査地域について妥当といえるが、道路橋梁が設定されていることから、これらの型式・構造（スチール橋／コンクリート橋等）からの影響についても調査・予測・評価等が必要である。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、道路橋梁の形式・構造（鋼橋・PC橋等）について、橋梁設計担当と情報共有の上、調査、予測、評価を実施してまいります。 	意見		(6番のとおり)
22	低周波音	塩田委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路橋からの低周波音については、阪神高速度道路公団、旧日本道路公団の技術報告書・資料が詳しい。文献・資料収集も必要である。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いただいた意見を参考に、既存文献・資料による知見も考慮の上、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に従って予測・評価を行います。 	意見		(14番のとおり)

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
23	騒音 振動 低周波音	塩田委員	【第2回審議】 ・騒音、振動、低周波音については、コンターで表現できるようなことであれば、コンターで表現していただきたい。	・基本的にはコンターを描けるものについては、準備書の中で示していきたいと思います。騒音については記載できるかと思いますが、振動、低周波音については、厳しくなるかもしれません。	意見		(17番のとおり)
24	騒音 振動 低周波音	塩田委員	【第2回審議】 ・騒音、振動、低周波音は発生源が自動車なので、自動車の条件は同じ条件で計算をしていただきたい。	・条件については、事業特性をしっかりと設定し、こういったものに合わせて予測評価をしていきたいと思います。	意見		(14番のとおり)
25	騒音 振動 低周波音	塩田委員	【第2回審議】 ・予測する際に、速度も影響しているので、どの速度を設定したのかを明らかにして、計算例を記載していただきたい。	・速度や勾配などの予測係数につきまして、予測に対して使用する数値は全て準備書に示していきます。	意見		(14番のとおり)
26	騒音 振動 低周波音	塩田委員	【第2回審議】 ・橋梁について、予測評価については技術的にできあがっているもので、事例を調べていただければ、橋梁からの発生騒音、振動、低周波音について、どのようにした方がいいかというのは分かると思う。	・御指摘通り、道路環境影響評価の技術手法はかなり確立された手法ですので、十分読み解きながら進めていきたいと思っています。	意見		(14番のとおり)
27	騒音 振動 低周波音	塩田委員	【第2回審議】 ・国土総研の技術手法は年度ごとに新たな計算式を提供しており、様々なファクターが出てきているので、そのファクターも提示してほしい。 【片谷委員長】 ・最新の手法という意味では騒音振動だけではなく、他の分野でも新しい知見が出てきたものはできるだけ反映するという方針でお願いしたい。	・ASJなどの式はほぼ毎年新しい式が出ておりますので、常に情報収集して、適用させながら予測評価を進めていきたいと思っています。	意見		(14番のとおり)
28	水質	鈴木委員	【第1回審議】 ・第1回資料1の22番で、「水の濁り」はかなりのところで丸が付いている。濁りが出れば汚れも出ると思うが、なぜ同じ影響要因の「水の汚れ」には丸が付いていないのか教えていただきたい。よほど、化学的に安定な物質でできていない限り、濁っていて汚れがないことはあり得ないのではないか。	【事後回答】 ・土工事における影響であり、汚れに関する発生がない若しくは少ないと判断し、採用していません。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
29	水質	鈴木委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・28番について、土工事だから汚れが発生しないということが理解でない。例えば、ものすごく研磨された礫層だけをいじるのであれば、そういったこともあるかと思うが、そうでないところではマトリクスとして泥や細かい物質がある。そういう所がいじられれば、どう考えても化学的な物質が出てきてもおかしくないし、嫌気的な条件となっているところを掘ってしまうと化学的な反応が起きるので、汚れが発生しないという理由が納得出来ない。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濁っていない状態であれば汚れもないと判断をしたいというのが事業者さんの考えだと解釈している。濁った場合には土壌由来の成分が水の中に染み出している可能性が当然あるので、まず濁りを見て、濁りが見つかった場合にはpHなどを測って化学成分の溶出がないかを当然確認していただかなければならないと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水の濁りに関しては、施工ヤードの設置、工所用道路の設置、切土等で濁り水の発生が河川等に及ばないかということで採用しています。 ・工事では、基本的にはヤード等から大量の水等が流れ出すようなことのないような施工計画を立てますので、事前予測ではそれほど影響が大きくないということで、水の汚れに関しては水底の掘削だけ選定をしています。 ・工事中、事後調査において水の濁りが確認されましたら、適切な対応をとっていきたいと思っております。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水の汚れ」に関しては、道路事業では、工事中の「水域におけるコンクリート工事」、供用後では「休憩所等施設の稼働、人の利用等に伴う排水」が想定されますが、現時点で休憩所の供用は想定されないため、工事中の「水域におけるコンクリート工事」を対象として選定しております。ただし、事業地近傍では、文献資料による地下水調査で環境基準を超過している物質（トリクロロエチレン等）が確認されていることから、事業実施区域近傍における地下水汚染の有無を再度確認し、御指摘の通り工事中の水の汚れに係る環境要因の区分の選定について再精査いたします。 ・また、これ以外にも事業の実施に伴い「自然由来の重金属」「酸性土」の他、化学反応によるもの等が検出される可能性があります。現時点で対象事業実施区域近傍では有害鉱物の含有量や溶出量が環境基準を超えることは既往文献では確認されていないことから、水底の掘削のみ選定しております。 ・御指摘の意見に基づき、工事中には、施工管理の一環として、河川水質（地下水質）の環境基準に準拠した項目の監視を行いながら工事を実施することを、準備書に記載します。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
30	水質	鈴木委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回資料1の40番の水質の調査地点について、下流側の地点で調査を行うとのことだが、普通は上流側と下流側で行わないとその工事地点や供用地点の影響が把握できない。雨が降った場合には水の濁りや汚れが上流側で発生する訳で、下流側での工事の影響を判断するためには、必ず上流側と下流側のデータが必要になる。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事後調査においては上流側と下流側での調査を検討します。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
31	水質	鈴木委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30番について、事後調査というのは工事が終わった後という意味であれば、工事が終わった後は汚れないと思う。工事中はいろんなものを攪拌するので、下流側だけでなく上流側でも測らないと工事の影響が評価できないので、工事中もやる必要があるのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事後とは、工事中から事後になりますので、工事中から測定を行うという回答をさせていただいています。今回の測定結果と次の上流の測定で、工事中に影響があると上流と下流で下流の方が濃度が悪くなるので評価できると思います。 ・今後工事の実施中、並びに供用後については上流と下流両方の地点を測定する形で検討させていただいております。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
32	水質	鈴木委員	<p>【第2回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「汚れ」が調査項目に選定されていなくとも「濁り」が出たら「汚れ」も調査すると解釈する、というような書き方は改善するべきではないか。 ・「事後」とは評価書提出以降であるという、アセスの専門家のみが理解できるような表現は改善すべきではないか。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御指摘の通り、今後の環境影響評価の手続きにおいては、語句の説明を加えるなど住民の方々にとって分かり易い図書の作成に努めます。 	意見		(17番のとおり)
33	水質	梅崎委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濁りと汚れというのが非常に抽象的なので、そこをまず、はっきりしていただきたい。浮遊懸濁物質SS若しくは濁度をまず測り、異常があったときに土壌由来の有害化学物質も測りますということで、汚れと濁りという言葉が不明確なのでしっかり書いていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・了解しました。 	意見		(17番のとおり)
34	水質 土壌汚染	梅崎委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法の土壌に含まれる汚染物質も、当然測られないと外に出せないなので、それを踏まえて調査のことを書いていただきたい。 ・河川の水質に影響する川底の土壌の掘削や切土、盛土についても、用語をきちんと整理しておけばいいと思う。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言葉の注釈を付けると住民の方がご覧になるときに理解しやすくなるので、準備書以降で意識すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・了解しました。 	意見		(17番のとおり)
35	水象 地形地質	富樫委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書の252ページの表8.1項目及び選定の理由で、地形地質、地下水について、工事施工ヤードの設置に丸がついておらず、切土、既存工作物の除去に丸がついているところがあるが、これはどう理解すればいいか。 ・どこに丸がついているかはともかく、変更するところにおいては考慮するというのであればよい。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の実施に並んでいる項目が独立しておらず、よく、他県でも言われる話だが、重複しているところ、あるいは入れ子になっているところがあるので、非常に分かりにくくなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な地形地質に関しては、切土、盛土に関わらず、道路が存在することについて影響を評価することとしています。工事箇所につきましては、道路の位置以外のヤードや工所用道路など、本線以外の所も拡大されて改変等のおそれがありますので、重要な地形地質についてはそこに丸をつけております。 ・地下水は切土が存在する所のみが該当しますので、そこだけを抽出して丸を付けています。いずれの項目についても、供用後の存在と工事による影響の2つに関して調査予測評価を実施してまいります。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御指摘の通り、影響要因の区分の選定について分かりにくくなっているため、今後においては、「水の濁り」「河川」「地下水」については、「工事施工ヤードの設置」あるいは「工所用道路等の設置」に項目選定を見直し、分かり易い図書の作成に努めます。 	意見		(17番のとおり)

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
36	水象	富樫委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査地点が決まっていない段階でも、ある幅を持たせてなるべく具体的に計画を示していただいた方が意見を言うことができるのでお願いしたい。 (片谷委員長) 例えば「調査範囲はここからここまでの1地点」という示し方も可能なので、工夫をしていただきたい。次回、どこまで示せるか検討した上で、方法書審議が終わるまでに、複数案が並んでいるような形であっても検討していただきたい。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な調査地点について現時点で検討しているものをお示しします。今後のルート及び構造の決定により調査地点を変更する場合があります。 「第2回資料1-1(調査地点案)」 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
37	水象	富樫委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 方法書審議の中で具体的なルートを示すのは難しいということで、調査予定地点の概略が示されたが、予測評価の範囲はどのように考えているのか。 地下水で一番問題になるのは段丘の礫層中にある地下水で、地下水が利用されている場合に、礫層だと一般的に500mくらいの範囲は影響圏として想定できる。最初にその500m圏内に既存の利用がどのくらいあるのかというような情報が重要である。地下水に関する調査という面ではその500mというのが一つの調査範囲の目安ということになる。今回の様に幅を持った線形ではルート帯の外縁から500mというのが一つの考え方になる。ただし、天竜川に近い部分は、天竜川を越えてまで調査する必要はない。今想定されている事業実施エリアの外側から500m範囲は調査エリアとする必要があると考えるのがいかがか。 	<ul style="list-style-type: none"> 予測評価の範囲は項目毎に変わってきますが、例えば騒音などは断面での予測を考えており、住居等と事業地との距離の関係から影響の大きい箇所を選び出して、予測評価をしていく予定です。現時点におきましては予測箇所を限定できませんが、今後のルートの決定状況及び現状の住居の位置等を照らし合わせて予測位置を決定していきたいと思えます。 地下水の調査範囲では、500mの範囲が重要だということですが、予測に関しては、事業位置が決まってから詳細な内容に入りますので、実施にあたりましては、いただきました御意見を反映していきたいと思えます。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存文献資料のほか関係機関への聞き取り等により、対象道路事業実施区域及びその周辺における既存井戸の利用状況について確認を行います。 	意見	38, 39番を集約	水象(地下水)の調査については、段丘を通過し、切土が生ずる可能性が高い区間を予測・評価対象とし、切土施工箇所から500m範囲を地下水への影響が及ぶ可能性がある範囲として設定すること。また、各区間において、既存井戸の利用状況を確認するとともに、その結果を踏まえて4ヶ所以上の地下水観測井を設けることを検討すること。
38	水象	富樫委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下水の流向等を見るためには最低でも4か所以上の観測地点が必要であり、観測井戸を新たに作るというやり方もあるし、既存の井戸を利用して観測をするというやり方もあるので、そういう意味を考えても、地点だけでなくそのエリアも含めて調査範囲を考えていく必要がある。 平面図だけではなく、中心線で構わないが、縦横断面の中に切土の幅を記載すべきで、現状の計画で切土があるかどうか分からないと調査方法の良し悪しが審議できないので、可能な限り示していただきたい。 (片谷委員長) 切土が発生するか分かった時点で、方法書に対する追加説明のような形を事務局に出していただく対応は必要だろうと思う。決まった時点で縦断面図のような資料を出していただき、全く切土がなく地下水への影響がなければ予測評価を行わないといった選択肢も当然あると思う。決まった時点で事務局に報告いただくことは、是非お願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状、地下を掘る構造の箇所はまだ決まっておらず、予想される段丘面の箇所に関して4地点、3箇所程度を想定しており、第2回資料1-1の7番と8番と16、17番の3箇所になります。実際に予測評価をするかは、ここで切土があるか決まってからになります。切土を行わない箇所があれば、その地点での予測はしません。観測位置につきましては、切土の深さにもよりますが、今後の状況を踏まえて予測評価をしていきたいと思えます。 詳細な縦断構造が今後決まっていく段階で方法書にせざるを得ない状況であり、なかなかお示しできないところですが、今後の環境影響評価の実施に際しては、地下水の情報に関する情報収集に努め、それを踏まえて予測評価をしていきたいと思えます。 我々も設計は進めているけれどもなかなか決まらないという状況でして、非常に悩ましいところです。どちらにせよ地元との調整等を含めて、ルートの確定を急いでいきますので、その中で御報告という形で提出させていただければと思えます。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 切土の分かる資料(平面縦横断面図)について、ルート決定の進捗に応じ提示することを検討します。 	意見		(37番のとおり)

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
39	水象	富樫委員	<p>【第2回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書267ページ 表8.2 (15) における地下水の「調査の手法」について、一般的な概念が述べてあるのみで、対象地域の特性を踏まえた具体的な調査手法が全く記されていないため、方法の適否を審議することができない記述になっている。具体的な調査手法に関するこれ以上の検討と審議は、今後の方法書の審議予定の中では困難であると判断せざるをえないため、調査手法について、少なくとも以下の考え方を追記していただきたい。 「第2回審議資料1-1に示すとおり、段丘を通過し、切土が生ずる可能性が高い3～4区間を予測・評価対象区間とする。各予測・評価対象区間においては、切土施工箇所から500m範囲を地下水への影響が及ぶ可能性がある範囲として想定する。また各予測・対象区間について4ヶ所以上の地下水観測井を設け、水象（地下水）に係る調査を実施する。」 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の通り、切土工が想定される箇所の500m範囲については、既存井戸を用いる等により可能な限り複数の地点で調査するよう検討します。 	意見		(37番のとおり)
40	日照阻害	片谷委員長	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日照阻害の予測地点について、計画路線の南端付近は、住居や公共施設と計画路線が接近することが不可避と考えられる。特に高架区間では、日照阻害の影響が懸念されるため、もし予測時点で路線や道路構造が確定していない場合は、最大影響を対象とした予測を行う必要がある。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画路線南端付近及び日照への影響が予想される箇所については、最大影響を確定することが難しいため、今後のルート及び道路構造の検討の進捗により、道路設計担当と情報共有の上予測評価を実施してまいります。 	意見		(6番のとおり)
41	動物植物生態系	中村寛志委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回資料1の22番の項目の選定で、影響要因に「切土工等又は既存の工作物の除去」があるが、普通、動物・植物・生態系は切土や盛土で影響を受けるのに丸が抜けている。大沢川で河岸段丘を上っていくところなど切土や盛土の工事があるならば、動物植物、生態系のところに丸を付けていただきたい。 (片谷委員長) ・基本的にはやるという回答だと理解してよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「工事施工ヤードの設置」に含まれるということで御理解をいただければと思います。工事施工ヤードの設置工事に切土、盛土が含まれる場合のみに項目を選定する場合、ここに丸を付けている形です。 ・そのとおりです。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
42	動物植物生態系	大窪委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切土工では土壌の攪乱が生じるので、工事施工ヤードの設置工事とは違う影響が動植物に出る。「切土工等又は既存の工作物の除去」についても対象としていただきたい。 ・工事での影響について、「水底の掘削」についても河川の物理的な立地環境が主に下流で変化を生じるので、これも動植物、生態系に大きく影響を及ぼすことが推測されるので、丸を付けていただいた方がよい。 ・天竜川と三峰川の大きな河原を横切るので、その水底を掘削すると河川の流れや河原の形状が変わる。特に、この辺りの丸石河原に植物や動物の特徴的な希少種がいるので、影響を受けることが予測される。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動植物・生態系の切土工及び水底の掘削による影響評価は、工事施工ヤードの設置に含めて実施することで考えています。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
43	動物 植物 生態系	大窪委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・42番について、方法書の252ページの表8.1の影響評価の項目の選定の理由のところ、工事の実施については工事施工ヤードの設置と切土工、既存工作物の除去、水底の掘削という項目が分かれているにもかかわらず、一つにまとめる理由が書かれていないので納得がいかない。 ・県が行う事業で、県が環境保全の措置をするので、一般的な事業よりも丁寧なアセスをやっていく必要がある。 ・普通に日本語を読んで理解できるように示していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回影響評価を実施するに当たって、マニュアルとしてある技術手法の中で、工事施工ヤードの設置に本線を含むと規定をされているので、施工ヤードの設置に丸を付けた時点で切土盛土を含む本線部分を含んだ予測をするということになります。 ・一方「切土工又は既存の工作物の除去」という項目は、基本的には場外に切土で出てきた土砂などを持ち出す場合の項目として設定されているものです。動植物では選定しないのが通例となっていると認識していただければと思います。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御指摘の通り、動植物・生態系において「切土工」及び「水底の掘削」を行う箇所においても影響が懸念される種に対しては、影響予測・評価を実施します。 ・今後の環境影響評価の手続きにおいては、より分かり易い図書の作成に努めます。 	意見		(17番のとおり)
44	動物 植物 生態系	山室委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書の252ページの動物、植物、生態系に対しては、道路の存在や工事中の影響があるとなっているが、供用後の自動車の走行による振動、低周波音もある程度の距離まで影響を与える可能性がある。 ・生物の種類によって違うと思うが、既に道路ができているところで、どれくらいの低周波があつて、それによってここからここまでは、こういう動物は寄って来ないといったデータが既にあれば、それを参考にした方がいいのではないか。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の類似事例の有無を含め、調べていただくことをお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存でそういった形で実施をした事例は、ないのではないかと考えています。 ・研究事例等がございましたら、是非いただければ、そういったものも参考に準備書の予測評価をさせていただきたいと思います。 	意見		(14番のとおり)
45	動物	中村寛志委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書57ページの参考資料で県版のレッドデータブックを挙げているが、これは平成16年のものであり、おそらくレッドリストのメッシュから読み取ってここに記載しているかと思われる。2015年に新しく県が出したレッドリストの新規追加種についても確認したか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年レッドリストのメッシュ情報は把握しております。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
46	動物	中村寛志委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書57ページの参考資料について「天竜川上流の主要な昆虫類2000」を天竜川上流河川事務所が出しているが、そちらは確認しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・天竜川上流河川事務所からいくつか書物が出ていることは把握しております。今回方法書に反映するかどうかを検討しましたが、既存事例として今のところ把握しておりません。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御指摘の「天竜川上流の主要な昆虫類2000」について、今後の調査に反映させるよう検討します。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
47	動物	中村雅彦委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書71ページの表4.1.5-14(2)の重要な動物種の確認状況(鳥類)の中にカラス科としてルリカケスが記載されているが、ルリカケスは奄美大島、加計呂麻島、請島だけに分布し、伊那に生息するとは考えられない。59種の中から削除すべきではないか。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際の分布域は御指摘の通りであり、伊那での生息の可能性は低いと考えます。準備書以降の図書においては、指摘を踏まえた記載とします。 	記録	記述内容に関する修正等	
48	動物	中村雅彦委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・47番について、ルリカケスは本来ここにはいない鳥である。伊那谷にヤンバルクイナがいたというように、なぜこんな種が登場するか背景が分からない。伊那市史の自然編に確かに書かれているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘を受けて資料を確認しましたが、伊那市史の目録にに記載されていました。 ・伊那市史の索引と本文を確認したところ、ルリビタキ、ルリカケス双方が書かれており、伊那市史の方から引用して機械的に入れていっているのが今回のリストです。御指摘のとおり、ルリカケスというのはちょっとおかしなところもございますので、この表の修正等を準備書では行っていきたいと思っております。 	記録	記述内容に関する修正等	
49	動物	中村寛志委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書81ページで重要な生息地をスコーピングしている。配慮書の段階で北の城址の北の端の堂沢川沿いにオオムラサキの生息地があるという意見があったと思うが、重要な生息地に挙げていないのはなぜか。 ・堂沢川沿いにオオムラサキの食草であるエノキが群落となっている。今後の調査で確認していただき、そこも追加していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・確かにオオムラサキはいただいた意見のとおりこの地区にいることは把握しておりますが、生息地ではなく動物種として把握させていただいております。ここで貴重な生息地として挙げているものは、これらを守る会が存在しており、地元住民が貴重なものとして判断しているものになります。追加した方がよいということであれば、生息地の追加を準備書の段階で検討していきたいと思えます。 	意見	50番を集約	オオムラサキの食草であるエノキの群落地について、準備書において重要な生息地として位置付けることを検討すること。
50	動物	中村寛志委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書270ページの「調査の手法」の記述は一般論で具体性がない。種によって調査の方法は異なり、例えば動物なら69～81ページの貴重な種の記載をもとに、ターゲットを絞って、道路環境影響評価の技術手法の表13.1.10からどの方法をいつ実施するのかについての補足資料を示すこと。 ・特に、第1回審議において意見を述べたオオムラサキは同技術手法の表13.1.11昆虫類に同様の指摘がしてあるので参考にすること。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御指摘のとおり技術手法に従い調査を実施します。オオムラサキについても、食草であるエノキの分布に留意し、生息環境を把握するように努めます。 ・調査方法についてお示しします。「第2回資料1-4(調査方法案)」 	意見		(49番のとおり)
51	動物	中村寛志委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50番について、第2回資料1-4の2ページの昆虫の調査時期で7月下旬から8月が空いているが、これは入れないといけない。ここにあるオオムラサキの発生時期と、ミヤマシジミの第2化目の発生時期に当たる。調査の回数が多いのであれば、3月～4月はまだ昆虫があまり活動していない。いるとするとヒメギフチョウだが、この調査範囲内では私の知る限りヒメギフチョウはいないので、そちらを削ってもいいかと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査時期の話は、春季を移行して夏期の調査を追加することについては御意見として賜りましたので、有識者のヒアリングなども参考にさせていただいた上で、調査時期については適切なものを設定していきたいと考えております。 	意見	60番を集約	動物及び植物の調査時期について、昆虫の発生時期や植物の同定可能な時期等を踏まえて、対象種に合わせた適切な時期に調査を実施すること。

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
52	動物植物	佐藤委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丘陵地の崖の部分に貴重な植物や群落が多く存在しているため、ルート帯が横切る部分の状況を平面図に記載し、重要な場所がどの場所にあるか分かる図を作成していただきたい。 ・大沢川の水が大変きれいで、現地調査のときに水の中にバイカモという植物があった。水生植物や水生動物がそのような急な流れの河川にいますので、そうした意味でも微地形を把握された方がよい。 ・地形のプロファイルを明確にすると、それから植物がどこにあるか推測がつく。種名は挙げなくても結構だが、どこの切土のところに森があるのか把握しておく必要がある。そこを工事するときには気をつけるというのが一番大事なので、そうした地形が見えるような資料を作成していただきたい。 (片谷委員長) ・亀山委員の御指摘は主に景観と地形という視点だが、佐藤委員は地形と動物とのつながりを重視する必要があるという御指摘で、鉛直方向の地形分布が重要だという面では共通なので、写真や鳥瞰図などで、そうしたことがより明確になるように工夫していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・方法書では、段丘崖や段丘だけを示すことはしていませんが、それから示される貴重な動植物や貴重な地形については、今後準備書の中で対応してまいります。大沢川と段丘面が貴重だという御意見は現地調査のときに十分にお伺いしていますが、段丘面そのものではなく、地形や森林が残っているところを示しているということで、御理解いただければと思っています。 ・地形のプロファイルにつきましては従来ではそうした手法はあまり使っておりませんが、できる限り先生の御意見を反映しながら検討してまいります。 	意見		(8番のとおり)
53	動物植物	中村雅彦委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河岸段丘の崖の部分にたくさん植物がある。一番怖いのは植物が分断化されることで、一目でここが河岸段丘の崖の部分だと分かるよう、作図でも航空写真でも用意してもらいたい。緑の回廊といって、緑の続いているところは動物の移動ルートであり、そこを潰してしまうと孤立化するので、できるだけ避けていただきたい。 ・航空写真などで、河岸段丘の崖の部分が一目で分かるような資料を作成してもらいたい。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段丘崖について傾斜角図および航空写真をお示しします。 「第2回資料1-2（傾斜角図）」 「第2回資料1-3（航空写真）」 	意見		(8番のとおり)
54	動物	中村雅彦委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・59番について、第2回資料1-2と1-3はすごく重要である。例えば哺乳類のセンサーカメラをどこに設置するのか、鳥類のラインセンサスをどこで実施するのか、具体的な調査ポイントを設定する資料だと思うので、これを見ながら、調査ポイントを固めていただきたい。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物の調査地点についてお示しします。 「第3回資料1-1（動物調査地点位置図）」 「資料1-2（動物調査地点位置図・傾斜角重ね図）」 「資料1-3（動物調査地点位置図・航空写真重ね図）」 	意見		(8番のとおり)
55	動物	中村寛志委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書270ページの「予測の手法」について、この地域特有の河岸段丘の段丘林を計画道路は2回横断する。この段丘林は動物の移動回廊になっており。同技術手法の表13.1.12ではキツネの例が示されているが、このような移動阻害の予測手法を具体的に示すこと。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予測は、調査結果より移動経路や行動範囲が明らかになった場合に、事業計画と重ね合わせることで、それらの移動経路や行動範囲が、事業により移動阻害の影響を受けるかどうかを予測・評価することを想定しています。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
56	動物	中村寛志委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・55番について、重ね合わせの手法で河岸段丘の動物などを評価するとあるが、具体的には第2回資料1-3の航空写真の大沢川の所でどんな形で道が通るのかでものすごく評価が変わってくる。左右の段丘の上をずっと削って通るのか、一回下から上がって農地の方に出て通るのか、かなり重要なポイントになると思う。実際に、これまで河岸段丘にずっと沿って道が上がったという例はあまりなく、殆どが横切っている。これをどうするのか、景観も併せて、動物の移動経路として重要なところなので、よろしく評価をお願いしたい。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大沢川（伊那）付近のルートが分かる資料（平面縦横断面図）について、ルート決定の進捗に応じ提示することを検討します。 	意見		(8番のとおり)
57	動物	中村寛志委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回資料1-3の赤の範囲を全部調査する大変だと思うが、水質、騒音と同じような形でどこを調査されるのかということの方法書の段階で示して、調査して、準備書で評価していくという形にすべきである。生態系の区分の272ページに書いてある森林などの5つの生態系の分類に合わせた形で、調査するポイントを示された方がいい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査地点についてですけれども、ルート帯に沿って調査をした上でいくつかの地点ではトラップを設置した上で調査を行います。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物の調査地点についてお示しします。 「第3回資料1-1（動物調査地点位置図）」 「資料1-2（動物調査地点位置図・傾斜角重ね図）」 「資料1-3（動物調査地点位置図・航空写真重ね図）」 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
58	動物	山室委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調査の際に、高架の部分と下りる部分があったかと思う。高架なら動物が横切れない訳で、高架となるかどうか調査地点の図を出すときまでに決まっていなくて、どんな影響があるのかということが分かりにくいのかと思うがいかがか。 ・ベタで走るかもしれないし、高架かもしれないという両方の可能性を考えて調査をするということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・構造位置が確定しないと調査は確定できないので、現在はできる限りどのような構造、位置になっても対応できるような形で調査を行っていくことになっています。特に動植物に関しては、範囲を500mといった形ですべて調査しており、帯の中のどこの位置にルートが通っても、その範囲は把握できるような形での調査を計画しておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
59	動物	山室委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥や昆虫は飛んでくることがあり、必ずしもその場所にいる訳ではない。特に、ライトトラップなどでは、光の強さによってどこから来るのかということが違ってくる可能性がある。ライトトラップで採られた虫は、道路ができるとライトトラップがずっとある様なものなので、結構な確率でライトに行き死んでしまう可能性もある。 ・そのため、どの範囲まで影響を及ぼすのか、ライトトラップではどれくらいのところまで見ているのか分かるデータを示し、だからここで調べるといったことを示していただけるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボックス型のライトトラップを想定しており、カーテンも一部やっております。今回はあくまでも地域の昆虫類の相調査であり、既存の道路の調査や、将来できる道路に対する影響のための調査ではないことを御理解いただきたいと思っております。 ・将来、光に寄ってくる希少種が死んでしまうのではないかとこの御懸念については、環境影響評価の中で走光性の重要種がでてきた場合には、保全対策の項目として道路照明に関して外に光が漏れないように配慮をしていくといった形で事業者のできる対応をとっていくことになろうかと思っております。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
60	植物	大窪委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回資料1-4の動植物の現地調査内容について、植物の調査についても表1-1に示している調査時期については、初夏の5～7月に確認できる種が多く、特にカヤツリグサ科などはこの時期にしか同定できない種が多数ある。3月の調査をこちらのほうに移していただいてもよいが、5～7月の時期でしか同定できない種がたくさんあるので検討いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者の方と御相談の上、追加の方向で考えたいと思います。 	意見		(51番のとおり)
61	生態系	中村寛志委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書272ページの「当該項目に関連する地域特性」について、トンボ類が「疎林・林縁・草地」と「農耕地」と「河川」に出てくるが、具体的に典型性となる種を挙げること。 ・「疎林・林縁・草地」ならノシメトンボ、「農耕地」ならアキアカネ、「河川」ならハグロトンボなどがある。 ・「河川」の典型性のミヤマシジミは極めて局地的に河原のコマツナギ群落に依存して分布しているので特殊性に入る。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の現地調査結果を踏まえ、準備書において上位性・典型性・特殊性を整理します。 	意見	62番を集約	トンボ類については、種ごとに生育・生息環境が異なるため、それぞれの環境ごとに上位性・典型性・特殊性の観点から具体的な種を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。
62	生態系	中村寛志委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・61番について、現地調査を踏まえ、準備書において上位性・典型性・特殊性を整理するという回答だが、生態系の評価は、上位性・典型性・特殊性の種を挙げてその種がどうなるのかということ調査して評価するので、種を挙げるのは準備書でなく、この時点で挙げた方がいい。私が指摘したのは、ここに挙げてある種はそんなに間違いはないが、トンボ類はもっと具体的に種名までおさえてはどうかという意見である。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生態系の上位種、典型種、特殊種については、いただいた意見も参考に今後有識者へのヒアリングを実施した上で、具体的な種を選定し、現地での確認調査を行います。 ・なお、トンボ類の典型種については御指摘と既存文献より、「疎林・林縁・草地」典型種ノシメトンボ 「農耕地」典型種アキアカネ、ハッチョウトンボ、クロスジギンヤンマ 「河川」典型種ハグロトンボ、ショウジョウトンボ、また、特殊種としてミヤマシジミが想定されます。 	意見		(61番のとおり)
63	生態系	中村寛志委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書272ページの「調査の手法」について、生態系の影響評価は、注目種による評価だけではなく、事後調査結果と合わせた生物群集の多様性による評価手法もある（長野県の技術指針マニュアル参照）。この評価手法を使うために、場所を決めた定量的調査手法を行ってみたいかがか。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「調査の手法」は道路環境影響評価の技術手法に加え、県技術指針マニュアルも参考とし実施することを検討します。 	意見		生態系の調査の手法について、事後調査において多様性指数及び類似度指数を用いた解析が可能となるよう、場所を決めた定量的調査手法の実施を検討すること。

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
64	触れ合い活動の場	陸委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人と自然の触れ合い活動の場の項目の選定について、工事の実施についても評価と対策が必要ではないか。工事の具体的な計画が示されていないので、どこということは具体的に指摘できないが、少なくとも三峰川サイクリングロードについては、必ず工事中に交通制限とアクセス制限があると思われるので、それは評価をする必要がある。 (片谷委員長) ・通行制限の影響は供用時より工事中の方が起こりやすいので、影響が大きいのはむしろ工事中だというのが陸委員の御指摘の趣旨である。予測評価の手法が明確にはないと思うので、交通制限がどの程度回避できるかを定性的に予測することでやむを得ないと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・項目の追加について検討させていただきますが、工事の実施に伴う人と自然の触れ合い活動への影響が予測評価できるか、その辺りを踏まえながら回答させていただきます。 【事後回答】 ・御指摘の、人と自然との触れ合いの活動の場の工事実施に伴う影響評価について、項目としての追加を検討します。 	意見	65番を集約	三峰川サイクリングロード等について、工事中における交通制限などにより影響が考えられるため、調査、予測及び評価を行うこと。
65	触れ合い活動の場	陸委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・64番について、項目として追加するよう検討するか、追加するかどうかを検討するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最終的な結果は準備書に示すこととなりますが、御意見、主管大臣の確認を踏まえて、人と自然の触れ合い活動の場の工事の実施に伴う影響評価については、追加して評価していく方向となっております。 	意見		(64番のとおり)
66	触れ合い活動の場	中村寛志委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書115ページの人と自然との触れ合い活動の場について、三峰川サイクリングロードから少し東に行った市役所の近くに三峰川榛原公園がある。ここは運動場とバーベキュー場とマレットゴルフ場があり、かなり重要な触れ合いの場所になっているが、記載されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・三峰川榛原公園は運動公園ですので、人と自然との触れ合い活動の場なのか悩ましいため記載しておりません。御指摘いただきましたので、現地でバーベキュー等の状況を確認し、人触れとして扱うかを検討していきたいと思えます。 	意見		三峰川榛原公園について、人と自然との触れ合い活動の場としての利用状況を確認し、調査、予測及び評価の対象に加えることを検討すること。
67	廃棄物等	片谷委員長	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の予測手法について、方法書の記載があいまいなので、より具体的な予測手法の説明が必要である。また、原単位に基づく予測だけでなく、類似事例の活用も重要となる。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設発生土、建設汚泥、コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材等の数量について、今後のルート及び道路構造の検討の進捗により道路設計担当と情報共有の上、予測評価を実施してまいります。 	意見		(6番のとおり)
68	温室効果ガス等	片谷委員長	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目の選定について、方法書252ページには項目を選定した理由の記載はあるが、選定しなかった理由の記載がない。特に温室効果ガスを選定していない理由は重要で本来は選定すべきものではないか。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務省令には非選定理由の明記に関する記述がないため、本方法書では非選定理由を明記していません。また、温室効果ガスは周辺道路も含めた広域で評価すべきであり、当該事業単独で評価することは馴染まないことから非選定としました。 	意見	69番を集約	地球温暖化に対する住民の関心は高いため、準備書において、道路の整備効果を渋滞緩和に伴う温室効果ガスの削減の観点から説明すること。

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
69	温室効果ガス等	片谷委員長	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・68番について、アセスメントというのは担当官庁に報告書を出すという性質の制度ではなくて、住民のために行うことなので、主務省令に記載がないからやらなくていいという判断はしないでいただきたい。 ・地球温暖化に対する国民の関心は非常に高いので、何も触れないと、道路ができることによって温暖化が増進されてしまうのではないかという心配をされる国民はたくさんいると思う。 ・バイパス道路ができることによって、渋滞が緩和されれば、燃料使用量が減って、温室効果ガスの排出量も減るとい説明が可能になる。この道路を造る意味をより住民の皆さんに対して、納得していただきやすい説明材料になるのではないか。 ・要求される精度は事業の種類によっても違うので、整備効果についてもアピールするという観点で、半定量的な表現でも十分だと思う。厳密にやろうとすればそういった問題は出てくるが、この道路の整備効果を説明するというのもアセスの一部である。整備効果で環境が改善されるという部分を強調するのは住民に納得していただくために非常に重要な点である。 ・資料編として参考に載せるということもあるので、フレキシブルに考えて、是非前向きに検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路を造るときに整備効果を説明する必要がありますが、渋滞して燃費が非常に悪くなるとCO₂の排出も多くなり、ある程度の速度で走ればCO₂も減るといことです。全体的にCO₂が減るといことも一つのPRとなっている中で、こういうような書き方をしてしまっています。正確な数字を出すにも様々な要因があり、道路だけで評価してもいいのかということもありますが、道路の整備効果をアピールする意味では非常に大事な御指摘かと思っています。 ・道路事業において手法が確立されていないため厳しいと考え、また、予測に関して、国道153号と新しくできた道路、広域農道のどこまでを対象とするのかなど、かなり細かい部分も出てきてしまい、苦しいところがあります。 ・貴重な御意見を頂きましたので、どういう形で示していくか少し検討させていただきまして、前向きに考えさせていただきます。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路整備による二酸化炭素排出量の減少については、整備効果を示す1つの指標として何らかの形でお示しすることを検討します。 	意見		(68番のとおり)